

第78回審議会開催の報告

[第78回土地区画整理審議会]

開催日：令和4年5月24日

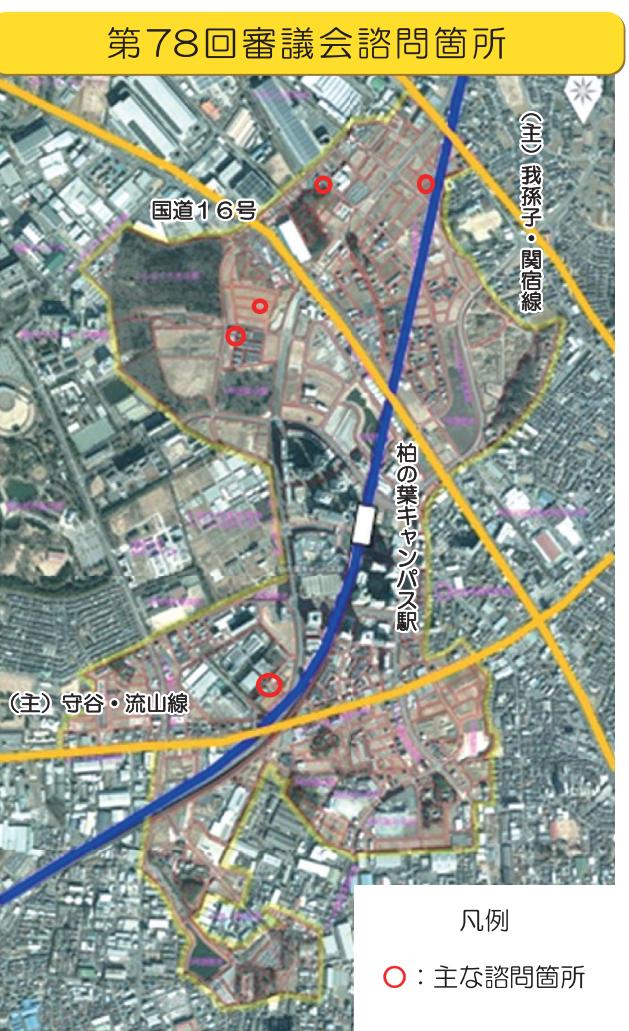
出席委員：17名

第1号議案の評価員の選任については、2名の方の辞任に伴い、新たに2名の方が審議会の同意を得て評価員となりました。

第2号議案の仮換地指定については、正連寺地区や若柴地区など7箇所で仮換地指定面積約0.3haを諮問し、仮換地変更指定については4箇所で約0.5haを諮問し、承認されました。

第3号議案の公共施設の用に供している宅地の措置については、若柴地区の11箇所、約250m換地を定めないことについて諮問し、同意されました。

第4号議案の事業施行地区内の保留地の設定については、3箇所で約0.15haの保留地設定を諮問し、同意されました。



柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所



第61号

令和4年7月発行

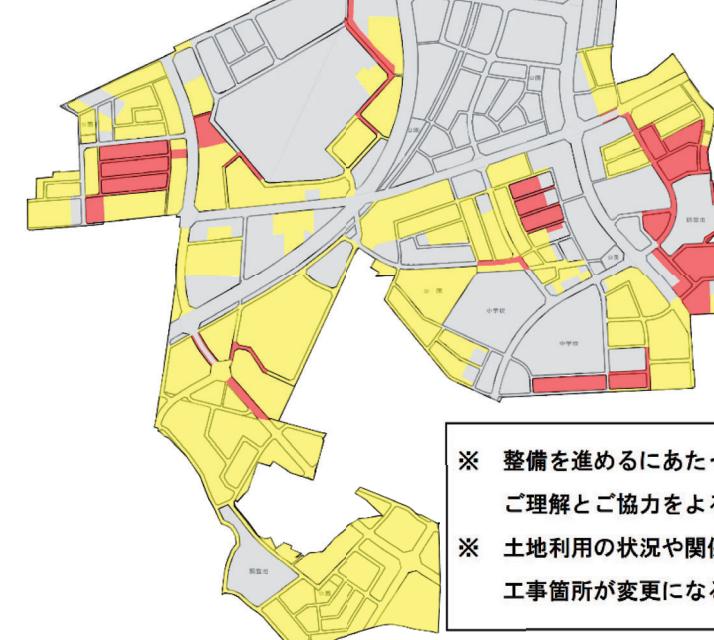
区画整理だより

令和4年度の主な事業予定



凡例

- 令和3年度末までに完了・概成箇所
- 令和4年度宅地造成・道路造成等工事着手予定箇所
- 令和5年度以降予定箇所



- ※ 整備を進めるにあたっては、地権者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- ※ 土地利用の状況や関係機関との調整等により、工事箇所が変更になる場合もあります。

お問合せ先

土地区画整理事業について、ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

※ご本人様以外の方が問合せをする場合、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いいたします。

《千葉県 柏区画整理事務所》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211(移転補償等)

換地課 04-7134-1247(換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294(宅地造成、道路整備、調整池工事等)

FAX 04-7134-1299

新所長のごあいさつ

盛夏の候、皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

本年4月より、増田の後任を務めさせていただきます、所長の土屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、日頃より柏北部中央地区の土地区画整理事業に関し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月の人事異動に伴い、下表のとおり職員が替わっておりますが、本事業に携わった経験のある職員や担当分野に精通している職員など、これまで同様に事業を推進できる体制となっております。

この新体制において、主要幹線である都市軸道路や、県道守谷流山線の工事を継続していくことはもとより、昨年12月に行った事業計画変更に沿って、地区全体の整備を進めてまいりたいと考えております。

当区画整理事業の進捗率も、仮換地指定率で約83%、事業費ベースで約69%と、終盤に向かっております。

引き続き、柏市と連携し職員一丸となって事業推進に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をいただきたくお願いいたしますして、着任の挨拶とさせていただきます。



宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、交通安全や景観等への配慮のため、電柱を宅地内に設置することとしています。

宅内建柱を行う場合、皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力パワーグリッド(株)が建柱協議に伺いますので、ご協力をお願いします。

電柱が路上に設置されると…

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの通行の妨げになる。



路上に設置

電柱を宅地内に設置すると…

- ・道路上の視界が広がり、歩行者や自転車等の通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などがおさえられ、まちの美観が保たれる。



宅地内に設置

令和4年度 事務所職員の異動状況のお知らせ

	【転入】		【転出】	
所長	土屋 文孝	増田 幸政	工務課 課長	柏川 正弘
管理移転課 主事	山國 貴千	白熊 健治 (退職)	副主幹 小島 直哉	多賀 敦司 大野 泰治
坂本 瑠生	泉井 健男		副主査 早福 佳尚	平野 貴俊
主事			技師 坂本 道生	渡邊 靖之 (退職)
川瀬 朋啓 課長	村上 華		技師 芝 潤一郎	八島 昇太郎
換地課 諸星 昭彦 副主幹	眞行寺 勉		技師 影山 拓哉	亀崎 祐也
石黒 裕康	山田 大祐 (退職)		技師 白井 夏海	藤澤 武弘
主事			技師 鈴木 茂成	岡崎 萌香
中里 貴美子	菅野 翔太		渡会 雄也	

※ 転出した職員一同より、地権者の皆様には事業にご協力いただき、厚くお礼申しあげますとともに、新たな職員につきましては今までと同様に、よろしくお願ひいたします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、できるだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意しております。

2. 建築行為等を行う場合は御相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間（換地処分の公告の日まで）事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、申請（土地区画整理法第76条申請）の事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更（切土、盛土等）
- ③移転が容易でない物件（重量が5t超）の設置またはたい積

なお、事前相談の後、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。